教育財産の用途廃止について 次のとおり教育財産の用途を廃止する。 2023年(令和5年)2月10日提出

藤沢市教育委員会 教育長 岩本 將宏

1 教育財産の内容

名 称 藤沢市立六会小学校用地の一部

土地の所在地	地目	地積 (m²)
亀井野字不動上747番5	学校用地	0.83
亀井野字不動上747番6	学校用地	0.97
亀井野字不動上748番2	学校用地	7. 01
亀井野字不動上748番10	学校用地	3. 96
亀井野字不動上748番11	学校用地	0.13
亀井野字不動上748番12	学校用地	1. 66
合 計		14.56

2 用途廃止する理由

公衆用道路として使用することによる廃止

3 用途廃止する期日 教育長の定める日

提案理由

この議案を提出したのは、道路整備を図るため、一部教育財産の用途を廃止する必要による。

参考

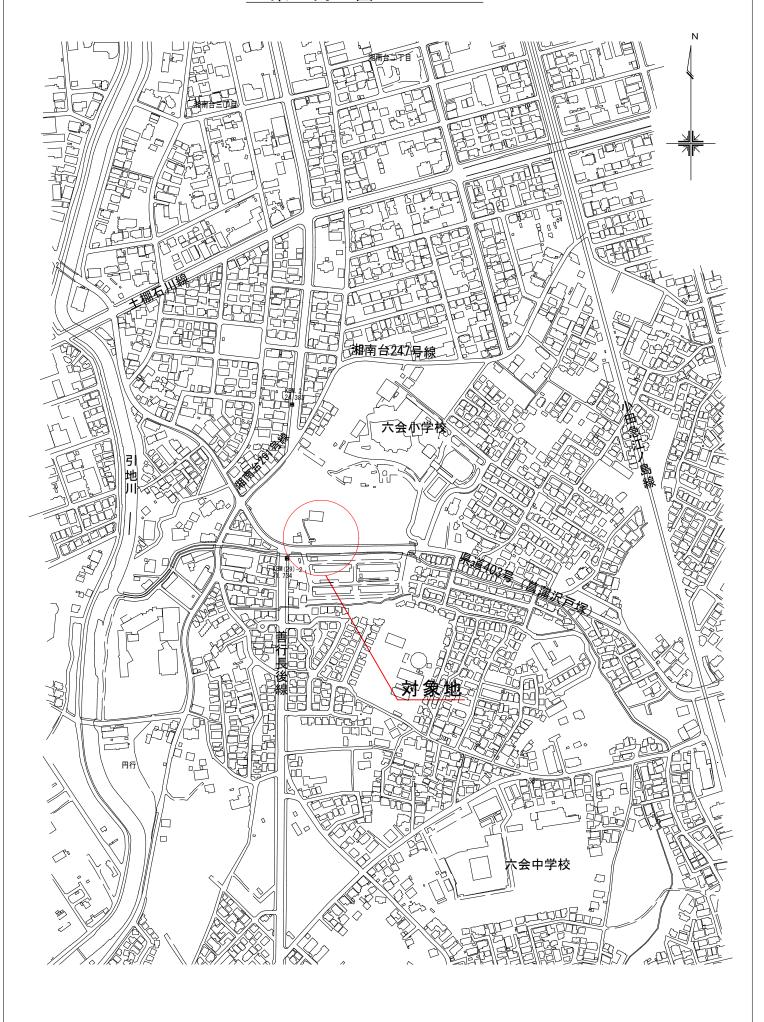
地方自治法 抜粋

(公有財産に関する長の総合調整権)

第238条の2

3 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

案 内 図 S=FREE





善行長後線(六会工区)街路新設事業に係る道路拡幅範囲 S=1:250(A3) 道路範囲【現況】 六会小学校用地拡幅部分 六会子どもの家 六会小学校 ය KBM (29) -3 22. 352m 道路範囲【拡幅後】 六会子どもの家 六会小学校